

(目的)

第1条 この規程は、学習院大学（以下「本学」という。）の専任教員が獲得した学外からの研究助成金を本学が受け入れる場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「研究助成金」とは、民間財団等が行う学術研究に対する助成、奨学等への応募に対し、採択によって交付される研究活動支援を目的とした助成金で、研究成果報告及び会計報告を伴う資金をいう。
- 二 「研究奨励寄付金」とは、学術研究の奨励を目的として受け入れる寄付金をいう。
- 三 「外部資金預り金」とは、学校法人の事業活動収支に反映されない預り金として管理する外部資金をいう。
- 四 「民間財団等」とは、学術研究に対する助成、表彰、奨学等を行う公益財団法人、一般財団法人、企業、学会等をいう。

(受入れの基準)

第3条 本学への研究助成金の受入れにあたっては、研究助成金を獲得した専任教員の所属長が、本学の運営・業務及び本学の教員としての教育研究活動に支障がないことを確認し、学長が認めた場合には、次の各号に基づき、研究奨励寄付金又は外部資金預り金として受け入れることができる。ただし、研究奨励寄付金の場合は、学習院寄付金取扱規程に基づき、受け入れるものとする。

- 一 民間財団等から学校法人学習院（以下「本院」という。）に本学専任教員に対する研究助成金として指定された寄付申込があった場合は、研究奨励寄付金として受け入れる。
- 二 民間財団等から本学専任教員の預貯金口座に研究助成金が納入された場合は、外部資金預り金として受け入れる。
- 三 前号の規定にかかわらず、民間財団等から本学専任教員の預貯金口座に研究助成金が納入された場合であっても、所得税の課税対象となることが示されている研究助成金の場合は、研究奨励寄付金として受け入れる。
- 四 本学に転入した専任教員が、前任の所属機関で獲得した研究助成金を移管する場合は、いかなる場合も外部資金預り金として受け入れる。

(受入れの例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、民間財団等の規程により受託研究又は共同研究の受入れの要請を受けたときは、学習院大学受託研究取扱規程又は学習院大学民間等外部機関との共同研究取扱規程に基づき、研究助成金を受け入れるものとする。

(受入れの申込み・決定)

第5条 受入れを申し込む場合は、別に定める必要書類を学長に提出するものとする。

- 2 学長は、研究助成金の受入れを速やかに審査し適当であると認めた場合は、その受入れを決定し、納入の手続について申込者に通知する。

(設備等の帰属)

第6条 研究助成金により取得した機器備品等は、原則として本院に帰属するものとする。

(研究の中断)

第7条 学長が、やむを得ない理由で研究の続行が不可能であると認めた場合には、民間財団等と協議の上、当該助成研究を中止することができる。

- 2 学長は、前項の規定により助成研究を中止したときは、民間財団等の規程に従い研究助成金を返還するものとする。ただし、研究助成金の返還を要しない場合は、在職時の所属部門において残額の全てを使用できるものとする。

(研究代表者の退職・転出)

第8条 研究代表者が、本学の専任教員でなくなった場合は、本学での当該助成研究の継続を認めない。ただし、専任教員でなくなった後も継続して本学に非常勤職で在籍し、当該研究を継続可能であると学長が認めた場合に限り、本学での助成研究の継続を認めることがある。

2 研究代表者が本学以外の機関を本務として勤務することになった場合は、当該機関の規程に従い取り扱うものとする。この場合において、当該機関が研究助成金の受入れに同意するときは、研究助成金の移管手続をとるものとし、研究助成金で購入した機器備品等の返還の申出があったときは、研究代表者に返還するものとする。ただし、研究奨励寄付金で購入したものの取扱いについては、財源別物品譲渡及び貸与の手続により定める。

(研究成果等の報告及び公表)

第9条 研究代表者は、民間財団等から指定された期日までに研究成果報告書、収支報告書等を民間財団等に提出しなければならない。

2 前項の規定により公表される成果は、原則として研究代表者によって公表されるものとする。ただし、公表の時期について助成条件等により定めがあるときは、これに従い公表するものとする。

(管理及び執行)

第10条 受け入れた研究助成金は、民間財団等及び本院の定める諸規程に基づき、適正に管理及び執行しなければならない。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、学長室研究支援センターが担当する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、研究助成金に関する取扱いに必要な事項は、別に定める。

(改正)

第13条 この規程の改正は、専門職大学院研究科長会議及び学部長会議の議を経て、科長会議の議により、院長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。